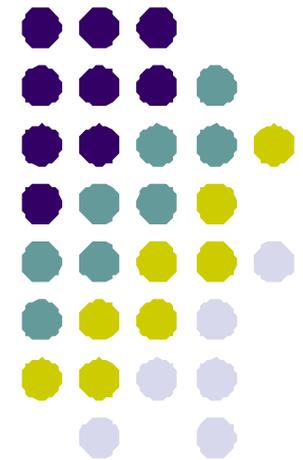


課徴金制度の概要 インサイダー取引について

平成20年10月8日(水)

証券取引等監視委員会事務局 課徴金・開示検査課長
河野 一郎

※ 資料は簡略化のため、文言が不正確なものがあることに留意されたい。



課 徴 金 制 度 の 概 要

課徴金制度の概要

課徴金制度は、内部者取引や開示書類の虚偽記載等の違反行為の抑止を図り、法規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、行政上の措置として、以下の金融商品取引法（以下、「金商法」という。）の規定に該当する者に対して金銭的負担を課す制度である。

① 虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者等（金商法第 172 条）

重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類（有価証券届出書等）を提出した発行者が、当該発行開示書類に基づく募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付けたとき

課徴金額：有価証券の発行・売価額の 100 分の 1（株券等は 100 分の 2）

② 虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者（金商法第 172 条の 2）

発行者が、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等、四半期・半期・臨時報告書等を提出したとき

課徴金額：300 万円又は株式の市場価額の総額の 10 万分の 3 のいずれか大きい方の額（四半期・半期・臨時報告書の場合はその 2 分の 1）

③ 風説の流布・偽計により相場を変動させた者（金商法第 173 条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）の終了後 1 か月以内に売り付けた価額から違反行為直前の価額を控除した額、又は違反行為直前の価額から違反行為終了後 1 か月以内に買い付けた価額を控除した額

④ 相場操縦をした者（金商法第 174 条）

課徴金額：違反行為（相場操縦）による利得と、違反行為への反対売買で違反行為終了後 1 か月以内に行われたものによる利得の合計額

⑤ 内部者取引をした者（金商法第 175 条）

課徴金額：重要事実の公表前 6 か月以内に売り付けた価額から重要事実公表後の価額を控除した額、又は重要事実公表後の価額から重要事実の公表前 6 か月以内に買い付けた価額を控除した額

課徴金制度の見直し

平成20年6月6日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、課徴金制度について以下の改正が行われた。[公布の日（平成20年6月13日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行]

(1) 現行の課徴金の金額水準を引上げ

① 発行開示書類等の虚偽記載

募集・売出し総額の1%（株式は2%） ⇒ 2.25%（株式は4.5%）

② 継続開示書類の虚偽記載

300万円又は時価総額の10万分の3のいずれか高い方

⇒ 600万円又は時価総額の10万分の6のいずれか高い方

（四半期・半期・臨時報告書等の場合はその半額）

③ 風説の流布・偽計

違反行為の終了後1か月以内に行われた有価証券の売買価額から当該違反行為直前の価額を控除した金額

⇒ 違反行為終了時までの売付け等（買付け等）の価格と違反行為後1月間の最安値（最高値）の差額等を基準とする。

④ 現実売買による相場操縦

違反中に確定した損益と、違反行為への反対売買で違反行為終了後1か月以内に行われたものにより確定した損益の合計額

⇒ 違反中に確定した損益と、違反行為終了時までの売付け等（買付け等）の価格と違反行為後1月間の最安値（最高値）の差額を基準とした額の合計額等とする。

⑤ 内部者取引の課徴金の金額水準の見直し

重要事実の公表前（6か月以内）に売付けした価額から重要事実公表後の価額を控除した額、又は重要事実公表後の価額から重要事実の公表前6か月以内に買付けした価額を控除した額

⇒ 重要事実公表前に行った売付け等（買付け等）の価格と重要事実公表後2週間の最安値（最高値）の差額等とする。

(2) 課徴金の対象範囲の拡大

① 発行開示書類の不提出

届出をせずに有価証券の募集・売出し等を行った場合等について、募集・売出し総額の2.25%（株式の場合は4.5%）の額の課徴金の対象とする。

② 継続開示書類の不提出

有価証券報告書の提出義務に違反した場合には、前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は 400 万円）（四半期・半期報告書の場合はその半額）の課徴金の対象とすることとする。

③ 公開買付開始公告の不実施等

公開買付開始公告を行わずに株券等の買付け等をした場合等について、買付総額の 25% の額の課徴金の対象とする。

④ 大量保有報告書等の不提出等

大量保有報告書等の提出義務に違反した場合等について、対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の 1 の額の課徴金の対象とする。

⑤ 「特定投資家向け有価証券」に係る「特定証券情報」等の虚偽等

虚偽のある情報の提供又は公表等の「特定証券情報」等に係る違反行為について法定開示と同様の課徴金の対象とすることとする。

⑥ 仮装・馴合売買

違反行為終了時までの売付け等（買付け等）の価格と違反行為後 1 月間の最安値（最高値）の差額等の課徴金の対象とする。

⑦ 違法な安定操作取引

違反行為開始時における売付け等（買付け等）の数量につき、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額等の課徴金対象とする。

(3) その他の改正

① 現行3年の除斥期間を5年に延長する。

② コンプライアンス体制の構築の促進・再発防止の観点から、違反者が当局による調査前に以下の違反行為を申告した場合には、課徴金額を半額に減算する。

- ・ 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載等
- ・ 大量保有報告書等の不提出
- ・ 自己株取得に係る内部者取引等

③ 課徴金違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額を1.5倍に加算する。

④ 被審人に審判手続に係る書類の送達場所等の届出を求める。

⑤ 審判の事件記録の閲覧等の請求に対し、正当な理由がある場合でなければ、その閲覧等を拒むことができない旨を明確化する。

インサイダー取引について

I. 会社関係者等の内部者取引（金商法 166 条）

1. 禁止行為の概要

- ① 会社関係者等が、
- ② 上場会社等に係る業務等に関する重要事実を
金商法第 166 条第 1 項各号等に定めるところにより知った場合は、
- ③ 当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、
- ④ 当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。

▼ 違反した場合

○ 刑事罰

5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金（金商法 197 条の 2）
没収・追徴（金商法 198 条の 2）
両罰規定（金商法 207 条）

○ 課徴金（行政処分）（金商法 175 条）

課徴金額は、重要事実の公表前に行った有価証券の売付け等（買付け等）
の価格と重要事実公表後の価格の差額から算出。

2. 会社関係者等

(1) 会社関係者（金商法166条1項前段）

	会社関係者	重要事実を知った事由
①	当該上場会社等の役員、代理人、使用人その他の従業者	その者の職務に関し知ったとき
②	当該上場会社等の会社法第433条第1項に定める権利（会計帳簿の閲覧等の請求）を有する株主等（注）	当該権利の行使に関し知ったとき
③	当該上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者	当該権限の行使に関し知ったとき
④	当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者（注）	当該契約の締結・交渉、履行に関し知ったとき
⑤	上記②又は④の者（法人）の他の役員、代理人、使用人その他の従業者	その者の職務に関し知ったとき

（注）法人であるときはその役員、代理人、使用人その他従業者を、法人以外であるときはその代理人、使用人を含む。

(2) 元会社関係者（金商法166条1項後段）

会社関係者は、重要事実を金商法第166条第1項各号に定めるところにより知った場合は、会社関係者でなくなった後も1年間は、会社関係者と同様に、当該重要事実が公表された後でなければ、当該上場会社の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。

(3) 情報受領者（金商法166条3項前段）

重要事実を金商法第166条第1項各号に定めるところにより知った会社関係者又は元会社関係者から当該重要事実の伝達を受けた者（情報受領者）は、当該重要事実が公表された後でなければ、当該上場会社の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。

(4) 情報受領者が所属する法人の他の役員等（金商法166条3項後段）

職務上当該重要事実の伝達を受けた情報受領者が所属する法人の他の役員等（役員、代理人、使用人その他の従業者）は、その者の職務に関し当該重要事実を知った場合は、当該重要事実が公表された後でなければ、当該上場会社の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。

3. 業務等に関する重要事実

投資者の投資判断に影響を及ぼすべき事実、著しい影響を及ぼす事実。

(1) 上場会社等の機関決定に係る重要事実（金商法166条2項1号）

当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次の事項を行うことについての決定をしたこと、又はこれらの事項を行わないことを決定したこと。

- 発行する株式、処分する自己株式、新株予約権の引受者の募集
- 資本の減少
- 株式の分割
- 合併
- 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- 解散
- 業務上の提携
- 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て など

※ 典型的に影響が軽微と認められるものは、軽微基準により除外。

(参考) 最高裁判所平成11年6月10日第一小法廷判決

〔平成10年(あ)第1146号、第1229号証券取引法違反事件
いわゆる「日本織物加工株式会社インサイダー取引事件」判決〕

「証券取引法第166条第2項第1号にいう『業務執行を決定する機関』は、商法所定の決定権限のある機関に限られず、実質的に会社の意思決定と同視されるような意思決定を行うことのできる機関であれば足りると解される」

「証券取引法166条2項1号にいう『株式の発行』を行うことについての『決定』をしたとは、右のような機関において、株式の発行それ自体や株式の発行に向けた作業等を会社の業務として行うことを決定したことをいうものであり、右決定をしたというためには右機関において株式の発行の実現を意図して行ったことを要するが、当該株式の発行が確実に実行されるとの予測が成り立つことを要しないと解するのが相当である。」

(2) 上場会社等に発生した事実に係る重要事実（金商法166条2項2号）

当該上場会社等に次の事実が発生したこと

- 災害に起因する損害、業務遂行の過程で生じた損害
- 主要株主の異動
- 上場廃止又は登録取消しの原因となる事実
- 財産上の請求に係る訴えの提起・判決等
- 免許取消し等の行政庁による法令に基づく処分
- 債権者等による破産手続開始の申立て等
- 手形・小切手の不渡り等 など

※ 類型的に影響が軽微と認められるものは、軽微基準により除外。

(3) 重要事実となる上場会社等の売上高等の予想値等（金商法166条2項3号）

当該上場会社等・その属する企業集団の売上高・経常利益・純利益または当該上場会社等の配当について、公表された直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表された前事業年度の実績値）に比較して、新たに算出した予想値（又は当事業年度の決算）において差異が生じたこと。

<重要基準>（有価証券規制府令 51 条）

① 売上高

公表された直近の予想値等に比較して、新たに算出した予想値等が上下 10%以上の差異があること。

② 経常利益

公表された直近の予想値等に比較して、新たに算出した予想値等が上下 30%以上の差異があり、かつ、
その差異が前事業年度の末日における純資産額（純資産額が資本金の額より少ない場合は資本金の額）の 5%以上であること。

③ 純利益

公表された直近の予想値等に比較して、新たに算出した予想値等が上下 30%以上の差異があり、かつ、
その差異が前事業年度の末日における純資産額（純資産額が資本金の額より少ない場合は資本金の額）の 2.5%以上であること。

④ 剰余金の配当

公表された直近の予想値等に比較して、新たに算出した予想値等が上下 20%以上の差異があること。

(4) バスケット条項 (金商法 166 条 2 項 4 号)

(1)～(3)に掲げる事実以外の、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(5) 子会社の重要事実 (金商法 166 条 2 項 5～8 号)

- ① 子会社の機関決定に係る重要事実 (5 号)
- ② 子会社に発生した事実に係る重要事実 (6 号)
- ③ 重要事実となる子会社の売上高等の予想値等 (7 号)
- ④ 子会社のバスケット条項 (8 号)

Ⅱ. 公開買付者等関係者の内部者取引（金商法 167 条）

1. 禁止行為の概要

- ① 公開買付者等関係者等が、
- ② 公開買付け等の実施に関する事実 又は その中止に関する事実を
金商法第 167 条第 1 項各号等に定めるところにより知った場合は、
- ③ 当該公開買付け等事実の公表がされた後でなければ、
- ④ 当該公開買付け等に係る株券等の売買等をしてはならない。

▼ 違反した場合

○ 刑事罰

5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金（金商法 197 条の 2）
没収・追徴（金商法 198 条の 2）
両罰規定（金商法 207 条）

○ 課徴金（行政処分）（金商法 175 条）

課徴金額は、公開買付け等事実の公表前に行った有価証券の買付け等（売
付け等）の価格と重要事実公表後の価格の差額から算出。

2. 公開買付者等関係者等

(1) 公開買付者等関係者（金商法167条1項前段）

	公開買付者等関係者	公開買付け等事実を知った事由
①	当該公開買付者等の役員、代理人、使用人その他の従業者	その者の職務に関し知ったとき
②	当該公開買付者等の会社法第433条第1項に定める権利（会計帳簿の閲覧等の請求）を有する株主等（注）	当該権利の行使に関し知ったとき
③	当該公開買付者等に対する法令に基づく権限を有する者	当該権限の行使に関し知ったとき
④	当該公開買付者等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者（注）	当該契約の締結・交渉、履行に関し知ったとき
⑤	上記②又は④の者（法人）の他の役員、代理人、使用人その他の従業者	その者の職務に関し知ったとき

（注）法人であるときはその役員、代理人、使用人その他従業者を、法人以外であるときはその代理人、使用人を含む。

(2) 元公開買付者等関係者（金商法167条1項後段）

公開買付者等関係者は、公開買付け等事実を金商法第167条第1項各号に定めるところにより知った場合は、公開買付者等関係者でなくなった後も1年間は、公開買付者等関係者と同様に、当該公開買付け等事実が公表された後でなければ、当該公開買付け等に係る株券等の売買等をしてはならない。

(3) 情報受領者（金商法167条3項前段）

重要事実を金商法第167条第1項各号に定めるところにより知った公開買付者等関係者又は元公開買付者等関係者から当該公開買付け等事実の伝達を受けた者（情報受領者）は、当該公開買付け等事実が公表された後でなければ、当該公開買付け等に係る株券等の売買等をしてはならない。

(4) 情報受領者が所属する法人の他の役員等（金商法167条3項後段）

職務上当該公開買付け等事実の伝達を受けた情報受領者が所属する法人の他の役員等（役員、代理人、使用人その他の従業者）は、その者の職務に関し当該公開買付け等事実を知った場合は、当該公開買付け等事実が公表された後でなければ、当該公開買付け等に係る株券等の売買等をしてはならない。